

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島市

2 構造改革特別区域の名称

福島フルーツ盆地（ぼんち）酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

福島市（以下「本市」という。）は、福島県における県庁所在地であるとともに、政治・経済・文化・教育・交通の中心都市であり、東北有数の拠点都市である。全国有数の果物の産地としても有名であり、各産業がバランスよく発展してきた。東京から東北新幹線で最短 80 分余りというアクセスの良さに加え、JR や阿武隈急行、福島交通飯坂線など鉄道や東北自動車道、東北中央自動車道が交差する交通の結節点として、重要な位置にある。

（1）地勢

本市の面積は東西 767.72 km²（東西 30.2km、南北 39.1km）であり、日本有数の果樹地帯である福島盆地を擁する。

中央部には信夫山、西部には磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰が連なり、吾妻山系を源とする荒川、松川、摺上川及び阿武隈川が流れている。

（2）気候

本市の年間平均気温は 13.3℃（平成 15～24 年までの平均）、年間降水量は 1,222mm（平成 15～24 年までの平均）で、6 月に多く 2 月に少ない夏雨型になっている。なお、吾妻連峰に接し、標高約 450m にある土湯温泉町地区等は、比較的積雪が多い地区となっている。

（3）人口

本市の人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在で 290,708 人となっており、特に近年は人口の自然減とともに、少子高齢社会により高齢者の割合が進展し、地域活力の低下が課題となっている。

(4) 産業

本市は、水稻のほか果樹や花卉などの園芸作物の栽培が盛んである一方、多くの工業団地や温泉街を擁し、農業、工業、観光等各産業分野の調和のとれた地域となっている。

ア 農業（米）

本市は福島盆地に囲まれた肥沃な大地に恵まれた地域であるとともに、摺上川ダムの水源保全等が評価されており、本市の水道水をボトリングしたペットボトル水「ふくしまの水」は、国際的な品質評価コンテストである「モンドセレクション」で2年連続最高金賞を受賞するなど、水源にも恵まれている。また、平成29年産米の食味ランキングでは、本市を含む福島県中通地区の「ひとめぼれ」が特A評価を受けている。

さらに、福島県は全国新酒鑑評会金賞受賞数五年連続日本一となっており、酒造りが盛んな地域であるとともに、酒米「五百万石」のほか、福島県が独自に開発した酒米「夢の香」を使用した新ブランドの日本酒が製造される等、本市は酒米の生産にも適している。

イ 農業（果物）

果樹生産において本市はなし（「豊水」等）が全国一位、もも（「あかつき」等）が全国二位（農林水産省果樹生産出荷統計より）となっており、全国有数の収穫量を誇っている。

そのほか、ぶどう（「巨峰」等）、りんご（「ふじ」等）、さくらんぼ（「佐藤錦」等）の生産も盛んであり、生産経営体数はもも、りんご、日本なしの順に多い。

また、特に本市北西部に位置する通称「フルーツライン」沿いでは多くの果樹生産が行われており、収穫時期には各方面から農産物の購入客が訪問する全国に誇る一大果樹生産地域である。観光農園等への観光入込客増加を目的に福島県外からのバスツアーを実施する等、果物を活用した農業及び観光振興を図っている。

ウ 工業

本市の製造品出荷額は東北地域内市町村で第四位となっており、各工業団地を中心に製造業が盛んである。さらに、平成29年11月に開通した東北中央自動車道大笹生インターチェンジ付近に新たに工業団地を整備しており、今後分譲が開始される等、更なる企業誘致を積極的に行っている。

エ 観光

観光は、飯坂温泉、土湯温泉及び高湯温泉をはじめとした旅館業が盛んであり、梅、もも、ソメイヨシノ及びレンギョウ等の多くの種類の花で春を彩る花見山や、あづま運動公園等への入込客が多く、近年はインバウンドによる海外からの観光客数が増加している。

本市を来訪する観光客の居住地は、福島県が最も多く、次いで東京都、宮城県、埼玉県と続いており、首都圏からの訪問者の割合が多い。訪問目的は「温泉を楽しむ」が最も多く、次いで「自然や景観をみてまわる」「おいしいものを食べる」となっており、本市の自然や文化及び食に魅力を感じられる地域資源が、観光振興に役立っている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の基幹産業である農業は東日本大震災の原発事故による風評被害の影響で非常に厳しい経営状況にあると同時に、観光業においても年間観光入込客数は回復傾向にあるものの東日本大震災前の水準には及ばず（平成22年6,616,980人、平成24年6,272,214人、平成26年6,353,129人）

人。福島市観光振興計画より)、外国人観光客も視野に入れた新たな観光資源の掘り起こしが求められている。

更には、少子高齢社会の進展による後継者不足や若年層の首都圏等への流出による地域活力の低下が、緊急に対応を要する課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域ブランドの確立による地域農業の振興と新たな観光資源とするため、本地域においてどぶろく及び果実酒の製造を行う。このことにより、外国人観光客も視野に入れた観光資源の掘り起こしに繋がるとともに、農業と観光の連携による特産品・土産品の開発を促し、特色ある地域として都市からの誘客を図ることが期待される。

併せて、本地域における6次産業の活性化や魅力向上に寄与し、移住定住、就農、稼ぐ力を並行して強化することで、基盤環境の整備が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、本市内農業者が自ら生産した米を使用した自家製どぶろくの製造が可能となるほか、農家レストランや農家民宿を開業する契機となる。また、本地域の梨、もも等の本市の特産物である果物を原料とした果実酒の製造が可能となり、これらを新たな地域の特産品としてブランド化することで、特色ある地域としての知名度を高めていく。また、農家レストランや農家民宿のみならず、地域内飲食店、宿泊施設において酒類を提供することで、地域ブランドを確立し、都市からの誘客を図る。

さらには、交流人口の増加により本地域の活性化が図られ、雇用の場の確保などにより、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品のブランド化による本地域の知名度の向上

どぶろく及び果実酒の製造、提供、販売及びブランド化による地域の取り組みを、マスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、本地域の知名度アップに繋がる。

◆どぶろく提供、果実酒製造事業者数(単位:件)

	平成28年度実績	平成30年度目標	平成32年度目標
どぶろく提供事業者数(累計)	0件	1件 (1件)	2件 (3件)
果実酒製造事業者数(累計)	0件	1件 (1件)	2件 (3件)
合計	0件	2件	4件

(2) 交流人口の増加による地域の活性化と人材の育成

農業経営の持続的発展の一手段となる農家レストラン等でのどぶろく及び果実酒の提供は、外国人観光客も視野に入れた観光推進に寄与するとともに、都市からの誘客が促進され、交流人口の増加による本地域農林水産物の消費拡大が予想される。

また、農家や宿泊業者の所得が向上することで、農業経営者、宿泊施設経営者の意識改革も期待されるとともに、農業と観光との連携により、企画・経営能力の向上による人材育成が図られる。

◆観光入込客の増加

	平成 28 年度実績	平成 30 年度目標	平成 32 年度目標
年間宿泊客数	875,000 人	1,000,000 人	1,080,000 人

(3) 地域資源の再認識と地域の魅力再発見

都市との交流人口の増加により、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域資源を効果的に顕在化させるための手法を考えることで、風評被害により経営が困難な農業や観光業の活性化が図られる。

(4) 地域農業の 6 次産業化への進展

自ら生産した米を原料としたどぶろく及び地域の特産物として指定された果実を原料とした果実酒を提供することは、本市が積極的に推進する 6 次産業化等の進展に繋がる。

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙1)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、農家民宿、飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したものまたはこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下、「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

福島市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したものまたはこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により特定農業者が、米（自ら生産したものまたはこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、少ない製造数量でも酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特定事業の実施が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度の内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙2)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、ブルーベリー、梅、もも、日本なし、さくらんぼ、いちご、ゆず、かき、西洋なし、すもも、イチジク、なつはぜ、キウイフルーツ、びわ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

福島市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、ブルーベリー、梅、もも、日本なし、さくらんぼ、いちご、ゆず、かき、西洋なし、すもも、イチジク、なつはぜ、キウイフルーツ、びわ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産品として指定した果実（ぶどう、りんご、ブルーベリー、梅、もも、日本なし、さくらんぼ、いちご、ゆず、かき、西洋なし、すもも、イチジク、なつはぜ、キウイフルーツ、びわ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、少ない製造数量でも酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特定事業の実施が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検

査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度の内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。